

# 梅毒対策強化パイロット調査実施要領

令和 8 年 3 月 4 日

宮崎県薬務感染症対策課

## 1 目的

梅毒患者の報告数は全国的に急増しており、本県においても、令和元年から年々増加し、令和5年には過去最多、令和6年もほぼ横ばいで推移し、報告数は10年前と比較して約15倍となっている。

しかし、県内において、梅毒の届出件数の増加に影響を与えている背景や感染者の特徴、詳細な感染経路は明らかになっていない。

そこで、今回、梅毒発生届に追加して、詳細な疫学情報の把握を行うことにより、患者の属性や流行の要因分析を行い、県内において、今後、優先して取り組むべき感染拡大予防策（効果的な予防啓発と検査受診の促進の方策）を検討することを目的として、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査として追加調査を実施する。

## 2 調査対象者

本調査は、梅毒の診断を受けた者に対して実施する。

## 3 追加把握項目

職業、受診動機、性感染症の既往歴、患者が推定する感染源、パートナー（検査・妊娠）、HIV検査

## 4 実施機関と役割

### （1）医療機関

医師は梅毒と診断した場合に、患者へ追加調査について説明し協力を依頼し、調査票（様式2）による聞き取りを行う。結果について、梅毒の発生届の際に、感染症サーベイランスシステム（以下「システム」）への入力を行う（様式3）。なお、システム入力が困難な場合には、FAXにより管轄保健所へ提出する（様式1、様式2）。

### （2）保健所

追加調査の報告内容に不備がある場合は、届出医師へ確認し、システムへ入力する。

FAXにより医療機関から調査票を受け取った保健所は、システムへ代行入力を行う。

### （3）薬務感染症対策課

医療機関及び保健所が入力した調査結果を集約し、患者の属性や流行の要因分析を行う。

分析結果等を基に、県内の梅毒対策に係る方針について、検討する。

## 5 調査期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

## 6 その他

追加調査に関わる医師・看護師等は、調査内容を他に漏らさないものとする。